

**改正**

平成26年6月17日訓令第40号

平成28年6月7日訓令第57号

平成29年4月26日訓令第40号

国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内の住宅にスマートエネルギー関連システムの設置を行う市民に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、住宅におけるスマートエネルギー関連システムの普及を推進し、環境負荷の低減に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「住宅」とは、専ら自己の居住の用に供する住宅又は店舗等併用住宅（自己の居住の用に供する部分の床面積が住宅全体の床面積の半分を超えるものに限る。）をいう。

(補助対象機器等)

**第3条** 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1第2項又は第3項に掲げる補助対象機器に加えてHEMS機器（別表第2に定める機器をいう。第4条において同じ。）を設置した場合における補助金の額は、前項に規定する額に別表第2に定める額を加算した額とする。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国立市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 別表第1第1項に掲げる補助対象機器を設置する場合にあっては、当該補助対象機器を設置する住宅に、当該補助対象機器の設置と同時に又は設置の前にHEMS機器の設置を完了していること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 申請を行おうとする年度において補助対象機器を所有している者であって、かつ、当該年度において、市内の住宅に当該補助対象機器の設置を完了した者、当該補助対象機器が設置された市内の新築住宅を購入した者又は市内の既存住宅を購入するに当たって、当該住宅に当該

補助対象機器を設置完了した者であること。この場合において、当該住宅の所有権を有しない場合又は他に当該住宅の所有権を有する者がいる場合は、補助対象機器の設置について、当該所有権を有する者全員の同意を得ていること。

(4) 納期の到来している市税を完納していること。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

**第6条** 申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続を第三者に代行させることができる。

2 前項の規定により代行をさせようとするときは、申請者は、前条の申請に当たって、手続代行者選任届（第2号様式）を添付しなければならない。

(交付の決定及び通知)

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行った上、交付の可否を決定し、交付を決定したときは、システム設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の規定による補助金の交付決定は、申請の受付順に行うものとする。

3 補助金の交付決定は、予算の範囲内で行うものとし、交付決定額の総額が予算額に達したときは、申請の受付を停止する。この場合において、既に受け付けた申請のうち予算額を超える部分のものに係る申請書類については、遅滞なく申請者に返却するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するに当たっては、条件を付すことができる。

(交付の請求)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定のあった日の翌日から起算して30日以内にシステム設置費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付の決定の取消し)

**第9条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

**第10条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補助対象機器の管理)

**第11条** 補助金の交付を受けた者は、善良な管理者の注意をもって補助対象機器を管理し、当該機器をその住宅における使用に充てるよう努めなければならない。

(協力の要請)

**第12条** 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項に係る協力を求めることができる。

(1) 必要に応じて電力、ガス及び水道等の使用量データ等を提供すること。

(2) 省エネルギー又は省資源等に関するアンケート調査等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この訓令は、平成25年8月26日から施行する。

#### 付 則 (平成26年6月17日訓令第40号)

この訓令は、平成26年6月17日から施行する。

#### 付 則 (平成28年6月7日訓令第57号)

この訓令は、平成28年6月7日から施行する。

#### 付 則 (平成29年4月26日訓令第40号)

1 この訓令は、平成29年4月26日から施行する。

2 改正後の国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後の機器の設置から適用し、同日前の機器の設置については、なお従前の例による。

別表第 1

	補助対象機器	補助金の額
1	<p>太陽光発電システム</p> <p>(1) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証を受けた機器又はそれに準じた性能を有すると市長が認める機器</p> <p>(2) 低圧配電線と連系し、太陽光発電による電気が住宅において消費され、余剰の電気が逆流されること。</p> <p>(3) 設置した太陽電池のシステム容量（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が 2 kW 以上であること。</p> <p>(4) システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されていること。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p>	50,000円
2	<p>燃料電池コージェネレーションシステム</p> <p>(1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される、電気と熱の供給を主目的としたシステムで、一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が実施する国の省エネ機器等導入支援事業（エネファーム導入支援）の補助金制度の交付対象となる機器として登録されているもの</p> <p>(2) システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されていること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>	40,000円
3	<p>蓄電池システム</p> <p>(1) リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムで、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が実施する国の省エネ機器等導入支援事業（蓄電池システム導入支援）の補助金制度の交付対象となる機器として登録されているもの又はそれに準じた性能を有すると市長が認めるもの</p> <p>(2) システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で</p>	40,000円

	<p>使用されていること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>	
4	<p>太陽熱利用システム</p> <p>(1) 太陽熱を集熱器に集めて給湯や空調に利用する、空気集熱式又は液体集熱式（強制循環式のものに限る。）のシステムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を有すると市長が認めるもの</p> <p>(2) システムから供給される熱が、住宅の居住の用に供する部分で使用されていること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>	40,000円

**別表第2**

HEMS機器	補助金の額
<p>国が平成23年度から平成27年度までに実施していた省エネ機器等導入支援事業（HEMS機器導入支援）において、HEMSとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が補助対象機器に登録したエネルギー管理システム又はそれに準じた性能を有すると市長が認めるエネルギー管理システム</p>	10,000円

様式（省略）